

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 森 田 好 一

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百五十四号
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
比企郡小川町大字韮負字尾 影一二七五番一地先から 同郡同町大字韮負字乙長谷 一三九六番四地先まで		区 間
一二・四三〇 一四・九一	一二・八二〇 一五・三九	敷地の幅員 (メートル)
一三二七・五〇メートル		延 長 (メートル)
道路施工承認工事による		備 考